

官民競争入札等監理委員会 資料

平成19年4月24日

厚生労働省

ハローワークにおける職業紹介サービス

全員参加型社会を作るため、ハローワークでは、働く希望を持つすべての若者・女性・高齢者・障害者をはじめとする国民の就職実現に向け、安倍内閣の重要課題である「再チャレンジ支援総合プラン」や「成長力底上げ戦略」に組み込まれた施策の着実な実施と、求職者各々の置かれた状況に応じた取組を積極的に推進

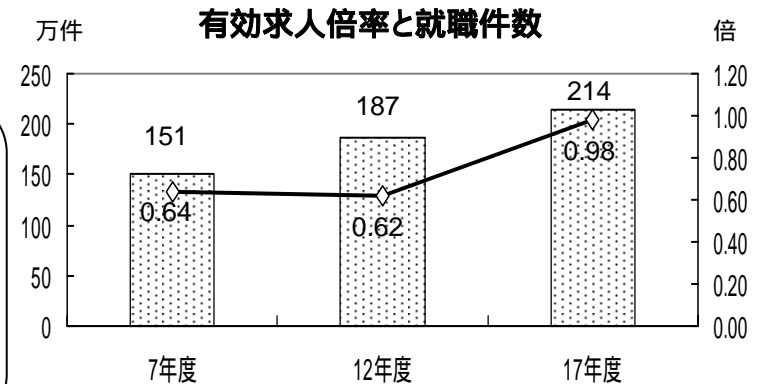
【ハローワークによる就職】 着実に増加。

【若者】

フリーターの常用雇用化 23.2万人 (17年度) 25.2万人 (18年12月末)

〔 25.2万人のうちハローワークの職業紹介が全体の約85% (21.4万人) を占める。 〕

(目標) 2010年までにフリーターをピーク時(217万人(H15年))の8割に減少 (経済成長戦略大綱・再チャレンジ支援総合プラン・進路と戦略)



【高齢者】

60歳以上の就職者数

12年度
91,103人

17年度
123,223人(+35.3%)

改正高年齢者雇用安定法に基づく65歳までの定年の引き上げ等の措置 (高年齢者雇用確保措置) の実施状況
雇用確保措置導入済み企業 約84% (51人以上の企業)

(目標) 2006年度から2010年度までにハローワークにおいて70万人の60歳以上就職を実現 (再チャレンジ支援総合プラン)

【障害者】

就職者数

12年度

28,361人

17年度

38,882人 (+37.1%)

有効求職者数

131,957人

146,679人 (+11.2%)

ハローワーク中心の関係機関による「チーム支援」 支援対象者数 141人 就職者数 55人 (17年度(モデル実施))

(目標) 2010年までの5年間でハローワークにおいて約22万人の障害者の就職を実現 (再チャレンジ支援総合プラン)

【女 性】

	12年度	17年度
母子家庭の母の就職者数	43,806人	66,266人(+51.3%)

マザーズハローワーク(子育て女性等を支援)の就職者数 約12,000人(18年4月～19年2月)

(目標) マザーズハローワークの担当者による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率50%以上
(再チャレンジ支援総合プラン、母子家庭の母の就業支援に関する年次報告(18年度))

【生活保護受給者等】

生活保護受給者等就労支援事業 生活保護・児童扶養手当受給者	支援対象者 11,870人	就職者数 6,190人(18年度)
----------------------------------	---------------	-------------------

(目標) 支援対象者の就職率を60%に引き上げ(成長力底上げ戦略)

刑務所出所者等	新規求職者数 2,268人	就職者数 730人(18年度)
---------	---------------	-----------------

【募集・採用に係る年齢制限の禁止努力】

ハローワークの企業指導等により、年齢不問求人割合が著しく上昇。

年齢不問求人割合	1.6%(13年9月)	50.0%(19年2月)
----------	-------------	--------------

募集・採用に係る年齢制限の禁止を義務化する雇用対策法の改正法案を国会に提出。成立後は、ハローワークにおいて必要な助言、指導、勧告を実施し、合理的な理由のない年齢制限の一扫を図る。

利用者の視点に立った行政サービスの改善と行政運営の効率化に積極的に取り組み

(1) サービスの改善

サービス時間の延長(17年度から)

県庁所在地や人口20万人以上の都市に所在するハローワークにおいて、平日夜間や土曜日における職業紹介サービスを実施。(19年月2月末現在:全国160箇所で平日夜間、157箇所で土曜日開庁)

サービス総点検(17年度から)

民間コンサルタントの指導を仰ぎ、職員の自主的な提案に基づく利用者の視点に立ったサービスの総点検を実施。(18年度は全国で2,885件のサービス改善)

【改善例】 所内のレイアウト、案内表示、リーフレット等の陳列方法、接遇、受付、電話対応など

苦情対応体制の構築(18年度から)

民間コンサルタントの指導を仰ぎ、民間企業に準拠した苦情対応体制を構築。

P D C Aサイクルによる目標管理(16年度から)

全ての求職者に公平・公正な職業紹介を実施することを前提に、就職率、雇用保険受給者の早期再就職等について、全てのハローワークで目標値を設定するなど、主要指標について目標設定を行い、P D C Aによる業務改善を実施。

(2) 経費削減

定員 16,934人(定員削減計画開始時(S42))から12,038人(H19年度)まで約29%削減。

拠点数 700カ所(S42)から576カ所(H19年度末)まで約18%削減

相談員 13,561人(H16年度)から9,169人(H19年度)まで約32%削減

ハローワークの予算 1,894億円(17年度) 1,793億円(18年度) 1,746億円(19年度)

ハローワーク就職1件当たり経費 月8万円(16年度)

(3) 雇用保険三事業の見直し

16年度から事業毎の目標設定し、PDCAにより管理(18年度:168事業に目標を設定)。

19年度予算は、17年度に目標設定した154事業の実績評価を踏まえ、個別事業の廃止、見直しを実施。法改正により、「雇用福祉事業」を廃止し、雇用保険二事業へ。

予算額の推移 6,891億円(13年度) 6,168億円(14年度) 5,770億円(15年度) 5,073億円(16年度) 4,771億円(17年度)
4,167億円(18年度) 3,563億円(19年度) 【13年度に比し48%減】

国民の最後のセーフティネットとしての役割を適切に果たすべく全国的体系による職業紹介については必要な枠組みを維持しつつ、欧米先進国の事例も参考に、民間の創意工夫を活かし、ハローワーク事業の市場化テスト・民間委託にどの府省よりも早く取組み。

これまで実施してきた事例

(1) 市場化テストモデル事例

キャリア交流プラザ

中高年ホワイトカラー求職者、壮年技術者等を対象に、経験交流、キャリアコンサルティング等を実施し再就職の促進を図る施設で、全国15箇所のうち、17年度・18年度は5箇所で実施。

19年4月から、北海道、埼玉、東京、神奈川、新潟、愛知、京都、福岡の8箇所で本格実施。

求人開拓

雇用失業情勢が厳しい地域で求人の量的確保のための求人開拓を実施する事業で、17年度・18年度は3地域で実施。

19年4月から、全国5地域を対象に本格実施予定であったが、2地域は民間事業者の応札がなく、1地域は予定価格を超えていたため、国が直接実施。

(2) その他(民間委託)

失業等給付受給者に対する就職支援セミナー(14年度から実施)

失業等給付受給者に対し、積極的な自己PR方法、履歴書・職務経歴書の書き方等就職活動に必要な知識や技法を身につけさせるセミナーを実施。

ジョブカフェ(16年度から実施)

若年者に対する幅広い就職支援メニューをワンストップで提供(全国46都道府県95箇所(19年3月末))

公共職業訓練(離職者訓練約19万人分のうち約13万人分を民間委託)

長期失業者の就職支援事業(16年度から実施)

長期失業者(求職活動期間が1年以上)に対するセミナー、キャリアコンサルティング、職業紹介等の就職支援。

平成19年度から新たに実施する事例

(1) 市場化テストの本格実施（キャリア交流プラザ、求人開拓に追加）

人材銀行

管理職、専門・技術職に特化して自己完結型の職業相談・職業紹介等を実施する施設で、19年4月から、全国12箇所のうち、東京、神奈川、福岡の3箇所で実施。

(2) その他（民間委託）

ハローワーク・コールセンター

代表電話として各安定所に適切な取次を行うとともに、定型的な問合せ等については即時の対応・案内を実施（18年度は東京でモデル事業として直轄実施（19年度も継続）。19年度は新たに近畿ブロックで民間委託により実施）。

「ジョブクラブ（就職クラブ）」方式による年長フリーターの常用就職の支援

年長フリーターを対象に相互交流、適職の探索や就職活動方法の習得等を行い、主体的に就職活動ができるよう支援する「ジョブクラブ」方式の取組みのうち、グループワーク・セミナーなどを民間委託（全国9都道府県）。

中高年不安定就労者の就職支援

不安定就労を繰り返す中高年求職者を対象に、メンタル面・生活面の支援、職業講習、求職活動のノウハウの付与等による求職者の計画的な求職活動を支援する事業を、民間委託により実施（全国10都道府県）。

ハローワーク事業の民間委託の課題

公平・公正性の確保

ハローワークは、日本国憲法第27条の「勤労権の保障」を具体化し、就職困難者に対する最後のセーフティネットとして、ナショナルミニマムとしての全国ネットワークによる無料職業紹介を実施するもの。
これには公平・公正性が求められ、この国際標準を定めるのがILO第88号条約。

民間事業者が全国全ての求人・求職情報を利用できる形で全国ネットワークに組み込まれた場合、次のような問題が発生し、セーフティネットとしての公平・公正性が損なわれるおそれ大きい。このような事態は、個々の求職者と面談し、その時々々の雇用情勢や、他の求職者との関係等に照らし合わせてみなければ把握ができないなど、国による事後的チェックは事実上不可能。

優良求職者の優先的紹介、自社の関連企業や取引先への誘導などの利用者選別。
ネットワークを構成する他のハローワークの職業紹介への悪影響。
良質な求人情報や役立つ求職者の情報の他の営利目的事業への事実上の利用。

障害者や生活保護受給者などの社会的弱者の就職に際しては、雇用管理や職場環境の整備に係る事業主の理解、取組みが重要であり、事業主指導や関係行政機関との連携、調整により生まれたハローワークと企業の信頼関係が不可欠であるのが実態。

職業紹介・雇用保険・雇用対策の有機的一体性の確保

雇用保険の失業給付は、外形的事実により給付の判断ができる他の社会保険とは異なり、労働者の内心である「労働の意思」を、その時点の労働市場の状況を前提に、求職活動の実績や本人の希望する仕事の内容に照らし的確に判断して、「失業」と認定するもの。

「職業紹介」を行うことにより、真の意思を確認し、場合によっては失業とは認定せず、さらに、給付制限処分を実施。この行政処分の前提となる「職業紹介」は法律上ハローワークが行うこととなっており、雇用保険と職業紹介は、常時これを組み合わせ、一体的に運用する制度的枠組みが必要。

失業給付の受給資格を得るためには、ハローワークへの求職申込みが必要。

安倍内閣の重要課題である「再チャレンジ支援」の対象となる若年者、子育て中の女性、高齢者、障害者等や、「成長力底上げ戦略」の対象となる障害者、生活保護受給者、母子家庭の母等の就職を効果的、効率的に実現するためには、ハローワークが職業紹介と同時に一体性をもって事業主指導を行う方法による必要。

OECD雇用戦略では、三つの機能は統合されるべき旨勧告(2006年)。

他の行政機関等との連携

「成長力底上げ戦略」における障害者、生活保護受給者、母子家庭の母等に係る「福祉から雇用へ」施策の推進においては、ハローワークを中心に、福祉事務所等の行政機関や、障害者の自立支援を行う施設（障害者就業・生活支援センター等）等と連携した「チーム支援」が必要不可欠。

その他の留意事項

市場化テストは相当期間にわたる委託契約によるものであることから、ある程度のまとまりを持ち、行政による機動的な、また、日常的に行われる指揮命令を受けなくても、業務実施が可能な方法・分野とすることが必要不可欠。

民間企業が自らある程度のノウハウを持ち、自主的な創意工夫を行い、実績あげ得る方法・分野であることが必要。

欧米先進国の民間委託の例を参考に、ハローワークの就職困難者に対する最後のセーフティネットとしての機能を損なわず、公平・公正な職業紹介が担保される形で市場化テストを実施する必要。

市場化テストによる事業実施後の実績について、何らかの形で官民比較が可能となるような仕組みが必要。

ILO条約との関係

ハローワーク事業の市場化テストについては、他の行政分野にはない独自の要請として、ILO条約違反との指摘をILOから受けられないような形で実施する必要。

官民競争入札等監理委員会 (参考資料)

平成19年4月24日
厚生労働省

支援対象者の状況

平成17年度職業安定業務統計等

	新規求職者数		就職件数		就職率 /
全体	6,756,571	(100.0%)	2,136,028	(100.0%)	31.6%
雇用保険受給者(1)	2,088,236	(30.9%)	480,853	(22.5%)	23.0%
障害者	97,626	(1.4%)	38,882	(1.8%)	39.8%
母子家庭の母等(2)	164,958	(2.4%)	65,139	(3.0%)	39.5%
マザーズハローワーク利用者(3)	98,747	(1.5%)	26,245	(1.2%)	26.6%
生活保護受給者等(4)	11,870	(0.2%)	6,190	(0.3%)	52.1%
刑務所出所者(5)	(2,268)	(0.0%)	(730)	(0.0%)	32.2%
外国人	42,392	(0.6%)	10,654	(0.5%)	25.1%
フリーター(6)	613,651	(9.1%)	204,603	(9.6%)	33.3%
その他の特定求職者(7)	43,850	(0.1%)	13,883	(0.6%)	31.7%
中高年齢者(45歳以上)(8)	1,576,521	(23.3%)	681,502	(31.9%)	43.2%
うち高齢者(55歳以上)	866,013	(12.8%)	330,809	(15.5%)	38.2%
うち高齢者(60歳以上)	483,847	(7.2%)	156,193	(7.3%)	32.3%
主要支援対象者計	4,737,851	(70.1%)	1,527,951	(71.5%)	

- 1 平成17年度一般求職者給付・受給資格決定件数(離職後1年以内の者)。
- 2 母子家庭の母等は、マザーズハローワーク利用者が一部重複するため、重複分を推計(東京局の事業実績に基づく)により減じた。
- 3 マザーズハローワークの利用者数は、19年度にマザーズサロンが全県に設置されることを踏まえ、18年度(19年2月まで)実績から19年度見込み数を推計したもの。
- 4 生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者(18年度から本格的な事業実施。数値は、18年度のもの。)
- 5 「その他の特定求職者」の中に含まれているため、合計には含めていない。数字は18年度のもの。
- 6 フリーター常用雇用化プラン(平成17年5月より実施)において、平成18年4月までに対象とした概ね1年以上臨時的・短期的な就業を繰り返すなど不安定な就業を繰り返すなど不安定な就業をしている35歳未満の若年者。
- 7 以下の者。「刑務所出所者」が含まれている。
中国残留邦人等永住帰国者、インドシナ難民、特定不況業種離職者求職手帳所持者、緊急雇用安定地域離職者、炭坑離職者求職手帳保持者、認定駐留軍関係離職者、船員離職者(特漁、省漁を除く。)、沖縄失業者手帳所持者、へき地・離島居住者、特定雇用機会増大促進地域離職者等、特定漁業離職者求職手帳所持者、漁業離職者求職手帳所持者、Uターン希望者・Iターン希望者、離農転職希望者、高等学校中途退学者、未就職卒業者、刑余者、釈放者等、要保護者等、暴力団離脱者等、自衛隊退職者
- 8 中高年齢者・高齢者は、雇用保険受給者との重複を避けるため、雇用保険受給者を除外。

新規求職者数・就職件数に占める雇用保険受給者等の割合

新規求職者数・就職件数に占める雇用保険受給者の割合

	新規求職者数 ²		就職件数 ²	
		うち雇用保険受給者 ¹		うち雇用保険受給者 ²
平成13年度	7,274,133	2,718,301 (37.4%)	1,902,981	396,967 (20.9%)
平成14年度	7,659,148	2,631,398 (34.4%)	2,048,300	428,576 (20.9%)
平成15年度	7,478,864	2,334,467 (31.2%)	2,153,796	439,358 (20.4%)
平成16年度	6,932,944	2,152,030 (31.0%)	2,128,701	437,544 (20.6%)
平成17年度	6,756,571	2,088,236 (30.9%)	2,136,028	480,853 (22.5%)

1 一般求職者給付・受給資格決定件数(離職後1年以内の者)。

2 数値は、新規学卒者を除き、パートタイムを含む。

(出典) 厚生労働省「職業安定業務統計」、「雇用保険事業年報」

新規求職者数・就職件数に占める在職者・離職者の割合

	新規求職者数			就職件数		
		うち在職者	うち離職者		うち在職者	うち離職者
平成16年度	5,123,728	818,745 (16.0%)	3,741,744 (73.0%)	1,306,860	214,816 (16.4%)	930,913 (71.2%)
平成17年度	4,918,597	915,604 (18.6%)	3,509,210 (71.3%)	1,349,334	251,012 (18.6%)	954,495 (70.7%)

数値は、新規学卒者及びパートタイムを除く常用。

(出典) 厚生労働省「職業安定業務統計」

フリーター25万人常用雇用化プラン(平成18年4月開始)

既に約25.2万人()の常用雇用を実現(18年12月末現在(速報値))
(うちハローワークによる就職者数 21.4万人(85%))

ジョブカフェ等による常用就職支援

就職者数 約3.9万人

適性判断、カウンセリング、職業紹介等就職関連サービスを若年者にワンストップで提供するためのセンター(通称:ジョブカフェ)における支援。〔46都道府県95カ所設置(平成18年10月現在)〕

トライアル雇用による就職支援

就職者数 約2.3万人(常用雇用移行率 79.4%)

企業における3ヶ月間の試行雇用を通じ、常用雇用への移行を促進する制度。

日本版デュアルシステム等実践的な能力開発の実施

就職者数 約1千人(*)

企業実習と訓練機関の座学を連結させた教育訓練プログラム。

* 訓練を経るため年度終盤で実績が増える傾向。昨年度実績は約2.3万人であり、本年度も最終的には同程度となる見込み。

ハローワークによるフリーター常用就職支援事業

就職者数 約18.7万人()

フリーター向けの窓口を設け、常用就職に向けたセミナーや合同選考会の開催、専任職員による一対一の相談・助言、求人開拓、職業紹介、就職後の職場定着指導等、常用雇用化のための一貫した支援を実施。



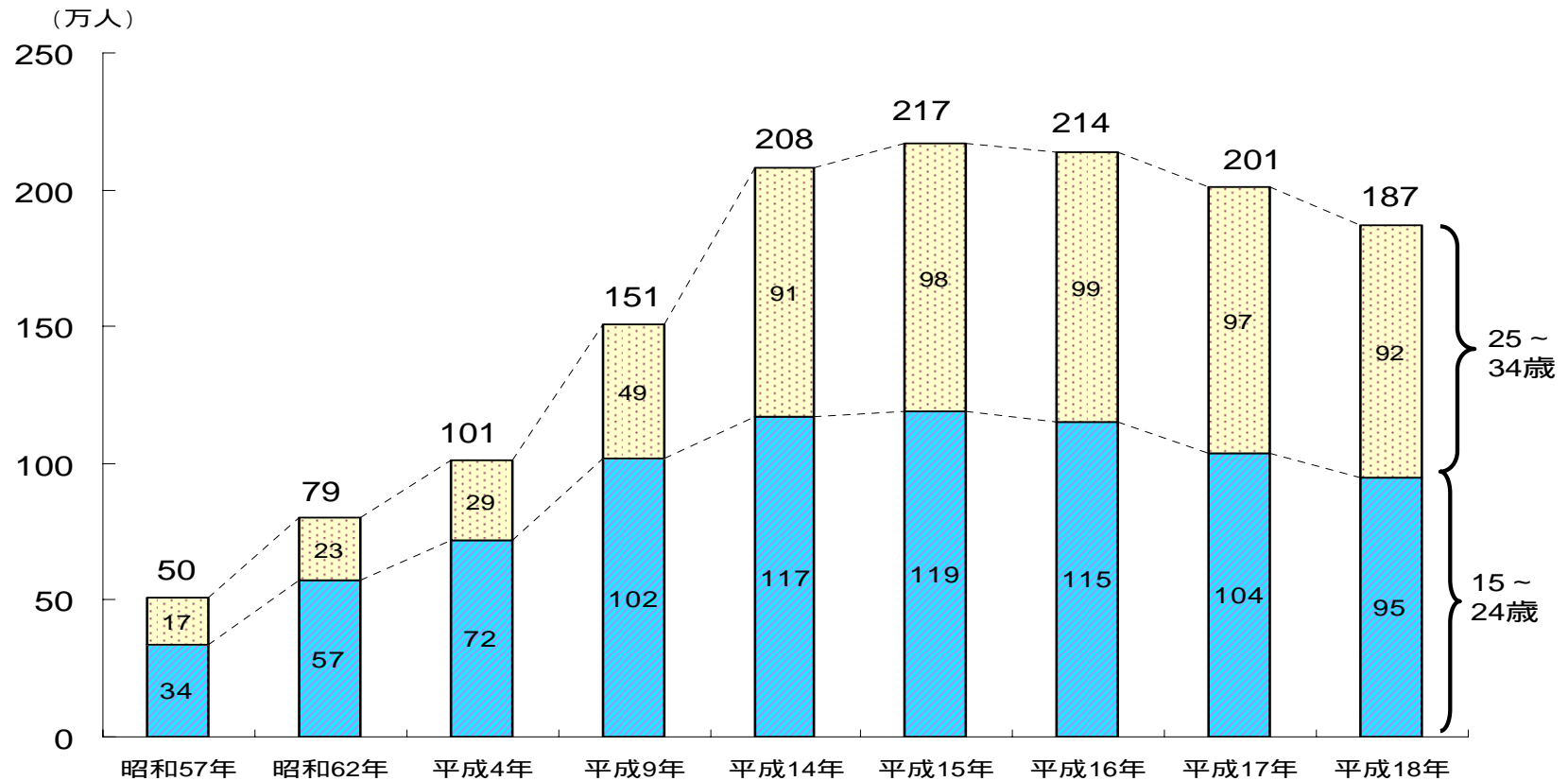
ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口での相談風景

各種事業の実績について一定の重複調整を行った数値。

フリーター20万人常用雇用化プラン(17年5月~18年4月)は、23.2万人の常用雇用を実現
(うちハローワークによる就職者数 18.3万人(79%))

フリーター数の推移

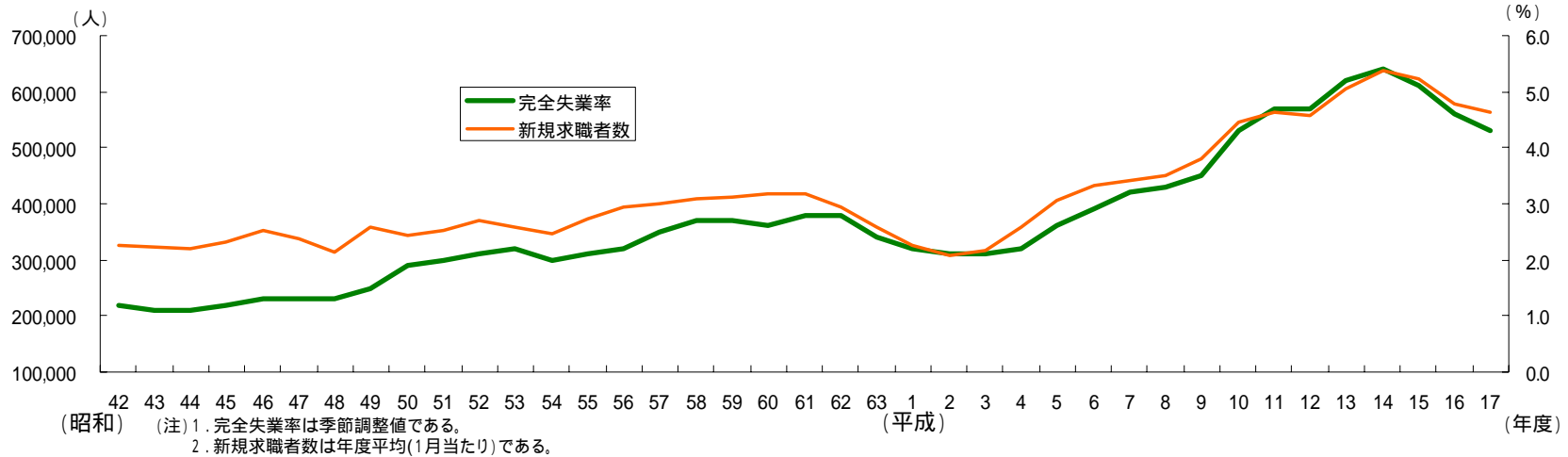
いわゆる「フリーター」の数は、平成18年では187万人と、3年連続で減少し、25歳以上の年長フリーターについては小幅ながらも減少している。



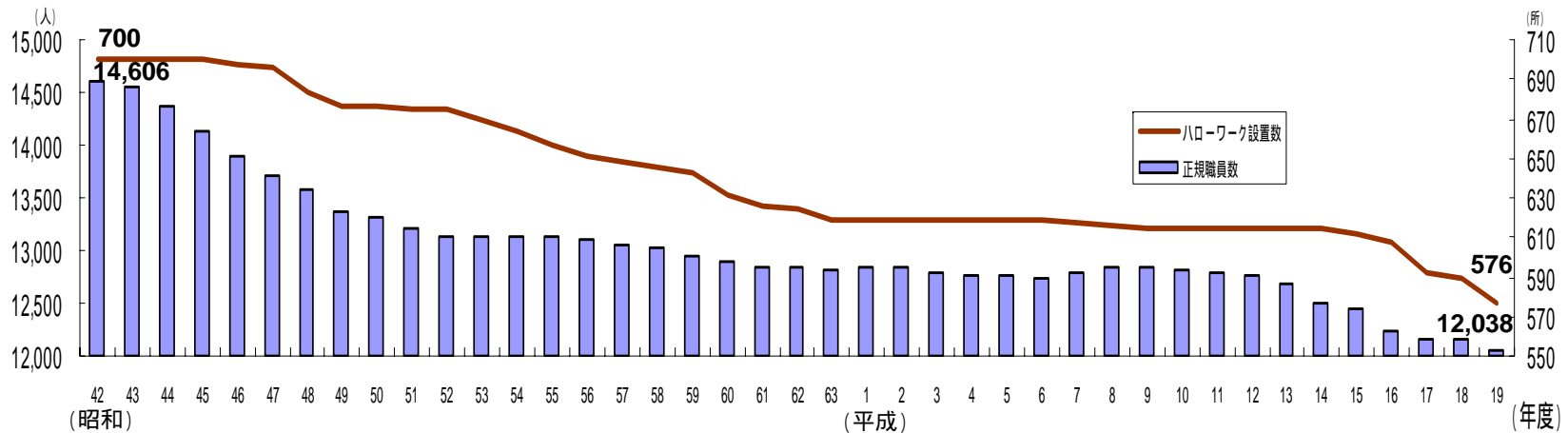
(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～平成9年)、総務省統計局「労働力調査詳細集計」(平成14年～)

新規求職者数等の推移とハローワーク職員数等の推移

完全失業率及び新規求職者数の推移



ハローワーク設置数及び正規職員数の推移



「新たな定員合理化計画」(17年10月4日閣議決定)により、18年度から21年度までに1,290人定員合理化。総人件費改革として、「国の行政機関の定員の純減について」(18年6月30日閣議決定)に基づき、22年度までに671人(ハローワーク関係)を純減。

「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」(平成18年12月22日総務省行政管理局)により、平成18年度から5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも50所(署)において整理合理化を実施(労働基準監督署を含む)。

OECD雇用戦略(抜粋)

1994年雇用戦略

積極的労働市場政策

労働市場政策の焦点を所得保障という受動的なものから、再雇用の援助という積極的手段に移す必要があること、また、積極的手段と失業保険給付及び失業関連給付制度とが密接に作用し合うようにすることが重要であり、このために、**PESが行う職業紹介とカウンセリング、失業保険金の給付、労働市場プログラムの管理の3つの基本的機能を統合すべき。**

2006年雇用戦略(1994年雇用戦略の改訂)

良く設計された失業給付制度と積極的労働市場政策を実行する

職業紹介サービスは、失業者にきめ細やかな面接、職探し支援を提供すべき。積極的労働市場プログラムへの参加は、グループ(例:統合の困難に直面している移民、不利な状況に置かれている若年者や高齢者の求職者)に応じた一定期間の失業状態を経過した後は、強制的なものであるべき。**職業紹介サービスは、これらの役割を遂行するだけの十分な資源を有し、その機能はよく統合されるべき。**

欧米先進国における公共職業安定機関業務の現状〔未定稿〕

欧米先進国(オーストラリア〔注〕を除く)において、セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は、以下のとおり、「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や、公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。

平成19年4月6日現在

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練、就職支援等)	備考(日本の事例)
イギリス	公共職業安定機関(ジョブセンタープラス)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<長期失業者対策向けプログラム「エンプロイメントゾーン」> 失業率が特に高い地域で、官民共同出資の「ワーキングリンクス」その他の民間事業者に、公共職業安定機関が選択した「福祉的措置の対象である長期失業者」への、就職意欲の喚起、カウンセリング、職業紹介、就職後の職場定着指導等の就職支援を委託。	我が国における「長期失業者の就職支援事業」に相当。
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<職業紹介クーポン> 失業後6週間経過しても就職できない失業者が希望する場合、公共職業安定機関は、民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行。民間事業者は、クーポンを持つ失業者を就職させた場合、1,000ユーロの支払いを、就職後6ヶ月間雇用が継続すれば更に1,000ユーロの支払いを受ける。	-
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間委託> 公共職業安定機関が「特別な支援無しには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に、失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。	我が国における「長期失業者の就職支援事業」と類似。
フランス	公共職業安定機関(ANPE)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。	<就職困難者の再就職支援の民間委託> 失業給付機関(UNEDIC)が自ら支援対象となる就職困難者を選択し、その者の再就職支援を民間委託(契約ベース)。	我が国における「長期失業者の就職支援事業」と類似。
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に基づき各州が設置・運営)が職業紹介等を直接実施。	低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託(ウイソツ州) 地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)	我が国における「職業訓練」、「カウンセリング」等と類似。

〔注〕オーストラリアには、そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく、したがって、公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが、例外的に、生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して、公的支払いが行われる。

諸外国における職業紹介・失業保険関係業務の実施主体

	紹介業務	認定業務
イギリス	ジョブセンタープラス庁	ジョブセンタープラス庁
アメリカ	職業安定所(州)	職業安定所(州)
ドイツ	職業安定所 (連邦雇用機関)	職業安定所 (連邦雇用機関)
スウェーデン	職業安定所	職業安定所
フランス	全国雇用機関 (ANPE)	商工業雇用協会 (ASSEDIC)

(参考)

オーストラリア	ジョブネットワーク (全面的に民間委託)	- (失業保険制度なし)
---------	-------------------------	-----------------